

○ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------|--|
| <p>（削る）</p> | <p>（紛争の解決の援助） 第二百五条の三 都道府県労働局長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十二条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。</p> <p>② 都道府県労働局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p> |